

報第1号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成26年4月16日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第187号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第68条第3項本文中「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

附則第23条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第41条第11項各号又は第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第26条中「附則第57条第5項」を「附則第57条第1項各号に掲げる期間中に取得された同条第5項」に、「平成24年度分及び平成25年度分」を「当該各号に掲げる年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正前の京都市市税条例附則第23条第3項の規定は、平成25年11月30日までに開始した事業年度分の法人の市民税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する規定の適用区分)

第3条 この条例による改正後の京都市市税条例第68条第3項及び附則第26条の規定は、平成26年度分の軽自動車税から適用し、平成25年度分までの軽自動車税につい

ては、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

第4条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成25年6月17日京都市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第23条の改正規定を次のように改める。

附則第23条第5項中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改める。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。